

(1) 社会福祉審議会 児童福祉専門分科会に意見を聴くことについての根拠

児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項

市町村長は、第 2 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

松江市では児童福祉審議会を設置しておらず、それに代えて社会福祉審議会 児童福祉専門分科会に意見を聴くもの。

(2) 小規模保育事業の認可に関する根拠

児童福祉法第 34 条の 15 第 5 項

市町村長は、第 3 項に基づく審査の結果、その申請が次条第 1 項の条例 (※ 1) で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第 3 項各号に掲げる基準に該当すると認めるときは、第 2 項の認可をするものとする。 ※1：松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所の利用定員の総数が、同法第 61 条第 1 項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合※に該当すると認めるときは、第 2 項の認可をしないことができる。



供給過剰であるとき、認可により供給過剰となるときは認可をしないことができる

- 種別 小規模保育事業(B 型)
- 施設名称 玉湯さくら乳児保育園(令和 6 年 4 月 1 日開園予定)
- 設置者 社会福祉法人はなぶさ 理事長 吉野 英男
- 所在地 松江市玉湯町湯町 1723-1
- 定員等 認可定員 18 人(0 歳 6、1 歳 6、2 歳 6)
開園時の利用定員 18 人(0 歳 6、1 歳 6、2 歳 6)
- 連携施設 認定こども園玉湯さくら保育園(同一法人が運営する認定こども園)
認定こども園第 2 玉湯さくら保育園(同一法人が運営する認定こども園)



(1) 定員

●共通

項目	規準		根拠法令等	判定	申請内容	確認資料
定員	小規模保育事業A型及びB型	6人以上19人以下	市条例2 第37条	○	18人	・事業計画書
	小規模保育事業C型	6人以上10人以下	市条例1 第37条			

(2) 社会福祉法人又は学校法人による申請

項目	規準		根拠法令等	判定	申請内容	確認資料
設備運営 基準	児童福祉法第34条の16第1項の条例で定める基準に適合すること	松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	通知1	○	2/2ページのとおり	
欠格事由	児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当しないこと		通知1	○		・誓約書

(3) 社会福祉法人又は学校法人以外の者による申請

項目	規準		根拠法令等	判定	申請内容	確認資料
設備運営 基準	児童福祉法第34条の16第1項の条例で定める基準に適合すること		松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	通知1		
経済的基礎	ア-1 「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」に定められた基準も参考に、必要な経済的基礎があると認められること。	(1) いずれかに該当すること	貸与を受けている土地又は建物について、地上権又は賃借権を設置し、かつこれを登記している	通知2		
			建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている	通知2		
			貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である	通知2		
		(2) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下である	通知2			
		(3) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されている	通知2			
		(4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されている	通知2			
	ア-2 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。		通知1			
経営者の社会的信望	イ 当該家庭的保育事業等の経営者（法人の場合は、経営担当役員等）が社会的信望を有すること		通知1			
幹部職員の知識・経験	ウ 実務を担当する幹部役員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること ※(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること	(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識を有する者を含むこと。	通知1			
		(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会を設置していること。	通知1			
		(ウ) 経営者に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。	通知1			
欠格事由	児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当しないこと		通知1			

市条例1 松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年10月6日 松江市条例第43号)

市条例2 松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年10月6日 松江市条例第44号)

通知1 家庭的保育等の認可について
(平成26年12月12日 雇児発1212第6号)

通知2 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について
【参考に】(平成16年5月24日 雇児発第0524002号・社援発第0524008号)

（4）設備運営基準

項目	規準	根拠法令等	判定	申請内容	確認資料
連携施設	連携施設を適切に確保すること	市条例1第7条	○	・同一法人が運営する認定こども園玉湯さくら保育園及び認定こども園第2玉湯さくら保育園と連携	・事業計画書
（経過措置）	連携施設の確保が著しく困難であって、法59条第4号に規定する事業による支線その他の必要な適切な支援を行う事が出来ると市町村が認める場合は、令和6年度までは連携施設を確保しないことができる。	市条例1則第3条			
非常災害	非常災害に必要な設備を設けるとともに、立地条件を踏まえた非常災害に対する具体的な計画を立てる。 毎月1回以上避難及び消火に関する訓練の実施を行う。	市条例1第8条	○		・避難消火避難訓練計画 ・消防計画 ・危機管理マニュアル ・土砂災害（風水害）防災計画 ・原子力災害時対応マニュアル
安全計画	安全計画の策定、職員及び保護者へ周知、安全計画に定める研修や訓練の定期的な実施	市条例1第8条の2	○		・安全画書
職員の知識及び技能の向上等	職員の研修機会の確保 事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。	市条例1第10条	○		・事業計画書 11(7) ・研修計画
衛生管理	感染症・食中毒が発生、蔓延しないよう必要な措置を講ずる。 必要な医薬品を備え、管理を適正に行う。	市条例1第15条	○		・保健衛生マニュアル ・衛生管理マニュアル ・感染症マニュアル
食事	給食の自園調理を行っている。（第17条の搬入施設からの搬入も可能。第11条の調理室で調理する方法も可能。） 献立は変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有している。	市条例1第16条	○	・認定こども園第2玉湯さくら保育園より搬入	・運営管理規程 第35条 ・年間給食計画 ・献立表（令和6年4月分）
	食品の種類、調理方法は入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮している。	市条例1第16条	○		・運営管理規程 第35条 ・年間給食計画
	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行う。	市条例1第16条	○		・献立表（令和6年4月分）
健康診断	利用乳幼児の健康診断を、入所時並びに少なくとも年2回行う。	市条例1第18条	○	・内科健診 年2回 ・歯科健診 年2回 ・入園児健康診断（診断書の提出）	・運営管理規程 34条 ・年間保健計画 ・保健衛生マニュアル2(3)
	特に食事を調理する者の健康診断を、綿密な注意を払って行う。	市条例1第18条	○	・年1回健康診断を行わなければならない。 ・毎月1回以上検便を実施する。	・保健衛生マニュアル 12 ・就業規則 第56条 ・パート職員就業規則 第43条
内部の規定	事業の運営についての重要事項に関する規程を定めている。	市条例1第19条	○	運営管理規程により確認 (1) 事業の目的及び運営の方針…3条 (2) 提供する保育の内容…29条 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容…4条、7条 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日…26条、27条 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額…25条及び別表2 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員…20条 (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項…22条、23条 (8) 緊急時等における対応方法…39条 (9) 非常災害対策…40条 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項…36条 (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	・運営管理規程
秘密保持	職員（退職後も）は業務上知り得た情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じている。	市条例1第21条	○		・運営管理規程 37条 ・個人情報保護規則 3条
苦情への対応	苦情に迅速に対応するため、必要な措置を講じている。	市条例1第22条	○		・苦情解決実施要領
設備の基準	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる場合、乳児室またはほふく室、調理設備及び便所がある。	市条例1第33条第29条(1)	○		・図面 ・最低基準調書 ・事業計画書 3
	乳児室又はほふく室の面積は、子どもに対して1人につき3.3㎡以上ある。	市条例1第33条第29条(2)	○		・図面 ・最低基準調書
	満2歳以上の幼児を利用させる場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理設備及び便所がある。	市条例1第33条第29条(4)	○	・屋外遊戯場は連携施設である「認定こども園第2玉湯さくら保育園」屋外遊戯場を代替地とする	・図面 ・最低基準調書 ・事業計画書 3
	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上ある。	市条例1第33条第29条(5)	○		・図面 ・最低基準調書 ・事業計画書
	屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上ある。	市条例1第33条第29条(5)	○		・図面 ・最低基準調書 ・事業計画書
職員	保育従事者、嘱託医及び調理員を配置している。（連携施設から搬入する場合は置かない事可能）	市条例1第32条	○	・給食は連携施設である「認定こども園第2玉湯さくら保育園」からの搬入	・事業計画書 5 ・人員計画 ・給食計画
	月齢に応じた職員配置がされている。	市条例1第32条2	○ 採用予定	「チェックシート」参照	・事業計画書 5 ・人員計画
	上記に加えて1人保育従事者が加配されている。	市条例1第32条2	○ 採用予定		・事業計画書 5 ・人員計画
	保育従事者の半数以上は保育士が配置されている。	市条例1第32条2	○		・事業計画書 5 ・人員計画
	保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所について1名非常勤保育従事者が加配されている。	通知3	○ 採用予定		・事業計画書 5
	保育士の複数配置は求めているが、保育士1人となる時間帯を必要最小限とすることや、緊急時の対応、異年齢への配慮など適切な運営体制の確保が求められる。	FAQ 地域型保育事業242	○	・朝の受け入れや、夕方の延長保育及び土曜日保育は連携保育園にて行う。	・事業計画書 11(8)
保育時間	1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して設定している。	市条例1第25条		【保育標準時間】 7:00～18:00 延長保育 ・月～土 18:00～20:00 【保育短時間】 8:30～16:30 延長保育 ・月～金 7:00～8:30、16:30～20:00	・運営管理規程 27条
保育の内容	「保育所保育指針」に準じ、家庭的保育事業の特性に留意した保育を提供する。	市条例1第26条	○		・全体計画 ・年間指導計画
保護者との連絡	保護者と密接な連絡をとる。保育内容に理解・協力を得よう努める。	市条例1第27条	○		・運営管理規程 38条

市条例1 松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月6日 松江市条例第43号）

通知3 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

FAQ 自治体向けFAQ【第19.1版】令和3年10月1日

小規模保育事業(B型)の認可条件チェックシート 玉湯さくら乳児保育園

○職員の充足状況

職員配置(管理者)

資格	児童福祉事業等に2年以上従事	申し立て(内容は右欄)	・同等以上の能力を有すると認められる者 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等	給付費基本分
	○			
専任・兼務の別	専任	兼務	2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したことはならない	給付費の加減調整
		○		

職員配置(保育従事者)

	認可定員	受入児童数 (R6.4予定)	必要人数 (A)	職員数(B)		備考
				保育士	その他保育従事者	
0歳児	3:1	6	9	3.0		
1歳児	6:1	6	0	0.0	2	1
2歳児		6	0			
上記に加えて1人	保育士1名加配[○印]		○	1		1
最低基準上必要な保育士				4	2	2
				(A) ≥ (B)	○	
				保育士1/2以上 ※1	○	
保育標準時間認定の児童が利用する施設	非常勤保育従事者1名加配[○印]		○	1		1
給付費上低基準上必要な保育士				5	2	3

※非常勤職員については常勤換算

※1 市条例第32条第2項 保育従事者の数は、乳幼児の区分に応じ、合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする

※ 市条例第32条第3項 小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

職員配置(調理員)

	認可定員	必要人数	職員数
調理員	定員規模による*	12	0

* 利用定員40人以下:1人
41人以上150人以下:2人
151人以上:3人(うち1人は非常勤でも可)

↑ 連携施設である「認定こども園第2玉湯さくら保育園」からの搬入であるため、配置不要

※ 市条例第32条第1項 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

嘱託医の配置

嘱託医	○
-----	---

○保育室・屋外遊戯場の面積

保育室	認可定員	必要面積	施設の面積
2歳児以上	6	11.9	57.0
0歳児～1歳児	12	39.6	
		51.5	57.0

屋外遊戯場	認可定員	必要面積	施設の面積
2歳児以上	6	19.8	代替地 認定こども園第2玉湯さくら保育園 面積1,048㎡

※ 市条例第29条第1項第4号 屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)